

(平成24年12月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月から63年1月まで
② 平成9年3月

申立期間①は、国民年金保険料を重複して納付しており、保険料の納付を示す領収書を所持している。

国の記録では、当該期間の重複して納付した国民年金保険料について、還付されたことになっているが、還付を受けた記憶が無く、納得できない。

申立期間②は、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、国の記録では、当該期間の保険料が還付された後、未納期間として処理されており、納得できない。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録では、国民年金保険料の未納期間とされているが、保険料が還付される前は、納付済期間となっており、社会保険事務所（当時）の事務処理の誤りにより、保険料が還付されたと認められることから、この期間については納付済期間とする必要がある。

一方、申立期間①については、申立人の所持する領収書により、国民年金保険料を重複して納付していたことは確認できるものの、申立人から聴取しても保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該還付処理に係るオンライン記録には、還付期間、還付金額、還付決議年月日、送金支払金融機関名が記録されており、この記録内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせ

る事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成9年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案 656

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から50年3月まで
昭和49年*月に20歳になると同時に、父が、A市役所B支所で、国民年金の加入手続を行った。
申立期間の国民年金保険料は、父が農業協同組合の組合員勘定により、父及び母の保険料と一緒に納付していた。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について、申立人の父が行ったとしており、直接関与していない上、その父は、既に他界していることから、申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述を得ることができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月頃に払い出されていることから、この頃、国民年金に加入したと考えられるが、その時点で申立期間の国民年金保険料は、時効により納付できない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付方法について、申立人の父が農業協同組合の組合員勘定により納付していたとしているが、申立人が所持している国民年金保険料の領収書から、申立期間直後の期間の保険料は、申立人の父が亡くなった後にまとめて遡って納付されていることが確認できる。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 62 年 5 月まで
昭和 60 年 9 月頃から 62 年 5 月頃まで、A株式会社B工場で、ルートセールス担当の営業として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する従業員の住所録によると、申立人が、申立期間のうち、昭和 60 年 9 月 30 日から同年 10 月 31 日までの期間において、同社B工場で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A株式会社は、「従業員の住所録のほかに、当時の関係資料は、保存していない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立人は、A株式会社B工場の販売課長であったとする上司一人及び同職種の同僚一人の名前を挙げているが、いずれも「申立人の名前は記憶にない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、上記の同職種の同僚は、申立期間にA株式会社において厚生年金保険被保険者資格の取得が確認できない上、同人は、「私は、申立期間当時、A株式会社B工場で、ルートセールスを担当していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。

加えて、申立人は、A株式会社B工場の給与について、歩合制であったとしているところ、同社及び複数の同僚は、「A株式会社B工場のルートセールスには、同社の社員が直接担当するルートと、販売業者と呼ばれる個人事業主が担当するルートがあった。社員には、歩合給は無く、販売業者には歩合給が支給されていたことから、申立人は、販売業者であったと考えられるが、販売業者は、個人で社会保険に加入することになっていたため、同社では厚

生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

その上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年2月8日から同年9月5日までの期間において、失業給付を受給していることが確認できる。

また、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。